

お子様の医療費助成年齢を 小学校修了まで拡大！

小松島市では、平成24年10月1日より「乳幼児等医療費助成」から「子どもはぐくみ医療費助成」へ名称変更し、助成対象年齢も現在の小学校3年生から小学校修了まで拡大します。

◆新たに対象となるお子様

市内に住所を有し、平成12年4月2日から平成15年4月1日生まれで健康保険に加入している方

◆新たに対象となるお子様は申請が必要

7月初旬に申請書を送付しています。申請がお済みでない方は、至急申請してください。

◆子どもはぐくみ医療費受給者証を郵送

新たに対象となる方で申請された方および平成15年4月2日以降の生まれで乳幼児等医療費受給者証を現在お持ちの方には、『子どもはぐくみ医療費受給者証』を市健康増進課より9月下旬に郵送します。

※10月1日以降は、『子どもはぐくみ医療費受給者証』をご使用ください。

【お問い合わせ・申請先】

市健康増進課医療・年金担当(市役所1階④番窓口)
TEL 32・4120 / FAX 35・0173

ジェネリック医薬品による 自己負担額軽減のお知らせ

徳島県後期高齢者医療広域連合では、現在処方されている新薬をジェネリック医薬品に切り換えた場合に、自己負担額がどれくらい軽減できるのか、その一例をお知らせする通知を9月に送付します。

【通知の対象者】

後期高齢者医療制度に加入されている方で、5月に医療機関で新薬を処方され、ジェネリック医薬品に切り換えた場合に自己負担額が大きく軽減される方が対象です。

【ジェネリック医薬品とは?】

新薬の特許が切れた後に同じ有効成分を使用して作られ、新薬と同等の効果・効能を厚生労働省から承認されている医薬品のことです。

なお、すべての医薬品にジェネリック医薬品があるとは限りませんので、試してみたいとお考えの方は、医師や薬剤師にご相談ください。

【お問い合わせ先】

徳島県後期高齢者医療広域連合事務局事業課
TEL 088・677・3666
FAX 088・666・0105

千円でできる健康診断

特定健診を受けましょう

小松島市国民健康保険に加入している40歳から74歳の方で特定健診の受診券が届いた方は、健康管理のため特定健診を受けましょう。

【受診方法】

特定健診の受診券と同封してお送りした実施医療機関一覧表に掲載の医療機関に、受診券・国民健康保険被保険者証・自己負担金(千円)をご持参のうえ受診してください。
※医療機関によっては、予約が必要な場合があります。

【受診期間】

10月31日(水)まで
ただし、昭和12年10月1日から昭和13年3月31日生まれの方は、9月30日(日)まで。

【お問い合わせ先】

市健康増進課国保担当
TEL 32・4120 / FAX 35・0173

特定保健指導が始まります！

小松島市国民健康保険が実施している特定健診の検査結果に基づき、生活習慣改善が必要な方に特定保健指導を行います。指導対象となった方には、市保健センターよりご案内の通知を送付します。

特定保健指導では、保健師・管理栄養士が生活習慣改善に向けた支援を6か月間行います。費用は無料ですので、是非ご利用ください。

【お問い合わせ先】

市保健センター(小松島町新港9・10)
TEL 32・0228 / FAX 32・4145